

市内店舗での紙おむつの購入を希望される児童の方へ

令和8年10月給付分から、以下の児童を対象に、市内店舗で紙おむつを購入する形の支給方法が選べます。

1 対象者

18歳未満の重度の障害のある児童で、

- ・本市の紙おむつのカタログに掲載されている商品では合わない、
- ・希望しているメーカーの紙おむつが掲載されていない

などの理由により、市内の店舗で紙おむつを購入される場合が対象となります。

※使用開始後18歳になった方は、最初の3月末日で市内店舗購入制度の利用は終了となります。継続希望の方は配送による支給に切り替えとなります。

2 変更の申請について

- ・提出日によって市内店舗購入の開始月が異なりますので、下記の締切日をご確認ください。
- ・変更申請は、①オンライン申請、②郵送、③窓口申請、のいずれかで行ってください。

※現在の「配送業者」から「市内店舗購入」へ切り替えるための変更申請が必要です。

※変更申請をしないまま購入された場合は、還付の対象になりません。

※配送と市内店舗購入の併用はできません。

<変更申請方法>

①オンライン申請・・・令和8年9月1日（火）から受け付けします。

横須賀市ホームページから申請してください。

紙おむつの支給 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/g_info/l100000492.html

横須賀市 障害者 紙おむつ



②郵送による申請 同封の申請書に記入し、裏面の連絡先へお送りください。

③窓口申請 同封の変更届を、横須賀市役所分館1階 障害福祉課窓口に出してください。

<締切日>

令和8年 9月15日（火）までの申請分：市内店舗購入は10月開始、配送は 9月最終

令和8年10月15日（木）までの申請分：市内店舗購入は11月開始、配送は10月最終

以降はお問い合わせください。

(裏面もご覧ください)

3 市内店舗購入要件

- ・購入店舗は 市内の店舗 に限ります。
- ・対象品目は、紙おむつ及び尿取りシートのみとなっています。
- ・月額 3,000 円を超える場合、超過分は自己負担となります。
月別に計算しますので、購入額を他の月へ振り替えることはできません。
- ・領収書またはレシートを受け取ってください。還付申請で提出が必要となります。
- ・領収書またはレシートには、領収日、店舗名、商品名、金額の明記が必要です。
印字が消えないよう保管にはご注意ください。
- ・紙おむつまたは尿取りシートの購入が確認できない場合は、還付申請を受付できない場合があります。

4 還付申請期間

- ・購入した紙おむつ代の還付は半年ごとに行います。申請期間以外の受付は行っていません。
- ・口座への振込は、手続きされてから約 1 か月半後になります。

支給対象期間	還付申請受付期間
令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月までの分 (R8 下半期)	令和 9 年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで
令和 9 年 4 月から 9 月までの分 (R9 上半期)	令和 9 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで

5 還付申請に必要なもの

- ・申請方法 オンライン申請、郵送、障害福祉課窓口のいずれかで受け付けます。
オンライン申請は、横須賀市ホームページ「紙おむつの支給」から。
(1 ページの<変更申請方法>①オンライン申請 をご覧ください)
- ・必要書類 以下をご用意ください。

	名称	オンライン申請	郵送申請	窓口申請
①	還付申請書	申請書の提出は不要です。	記入し、障害福祉課あてに郵送してください。(ホームページからダウンロードし印刷、または窓口で入手可)	窓口にて用意があります。
②	領収書 もしくは レシート	写真を添付 ※	本書を郵送 ※	本書を提出 ※
		※医療費控除を申告予定の場合の注意事項 ・還付を受けた金額については医療費控除の申請はできません。 ・月額の上限を超えて自己負担となった金額は申請の対象になります。 ・還付申請を郵便または窓口でされる場合、 基本的には領収書またはレシートの本書を提出していただきますが、 返却が必要な方は申請の際にお申し出ください。 (オンライン申請は写真で、郵便申請はコピーで提出可能です)		
③	口座番号が分かるもの	本人名義の口座情報を申請書に記入してください。		

連絡先	横須賀市 民生局 福祉こども部 障害福祉課 認定担当 住所:〒238-8550 横須賀市小川町11番地 電話:046-822-8244
-----	---